

平成28年10月19日

平成28年

第10回教育委員会定例会会議録

大田区 教育委員会室

平成28年第10回大田区教育委員会定例会会議録

平成28年10月19日（水曜日）午後2時から

1 出席委員（6名）

芳賀 淳 委員	委員長
藤崎 雄三 委員	委員長職務代理者
横川 敏男 委員	
鈴木 清子 委員	
尾形 威 委員	
津村 正純 委員	教育長

2 出席職員（10名）

教育総務部長	水 井 靖
教育総務課長	井 上 隆 義
副参事（教育政策担当）	曾 根 暁 子
副参事（教育施設担当）	布 施 満
学務課長	森 岡 剛
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	増 田 亮
副参事	田 井 俊 行
学校職員担当課長	佐 藤 國 治
教育センター所長	岩 田 美 恵 子
大田図書館長	山 中 秀 一

3 日程

日程第1 教育委員の報告事項

日程第2 部課長の報告事項

日程第3 議案審議

第36号議案 大田区立学校施設の活用に関する条例の一部を改正する条例原案の提出について

~~~~~  
(午後2時開会)

○委員長

ただいまから、平成28年第10回大田区教育委員会定例会を開会いたします。

本日は傍聴希望者がおります。

委員の皆様には傍聴許可を求めます。許可してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

## ○委員長

傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

## ○委員長

大田区教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、または拍手その他の方法により、公然と可否を表明することは禁止されております。ご協力よろしくお願いいたします。

これより審議に入ります。本日の出席委員数は定足数を満たしていますので、会議は成立しています。

まず、会議録署名委員に津村教育長を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続いて、本日の日程第1について、事務局職員の説明を求めます。

## ○事務局職員

日程第1は、「教育委員の報告事項」でございます。

本日は、鈴木委員よりご報告がございます。よろしく申し上げます。

## ○委員長

それでは、鈴木委員より報告をお願いします。

## ○鈴木委員

資料1) <委員報告>

資料2) 障がいの社会モデル、あなたはどうか考えますか?

資料3) 知る4障害のある人の人権

それでは、お手元の資料をご覧いただきたいと思います。

本日は、子どもの人権と人権教育に関わることについて、お話をしたいと思います。

まず一つ目ですが、現在、オリンピック・パラリンピックについて、たくさんの情報があふれて、関心度も高くなってきました。

東京都においては、人権施策推進指針に、『①人間としての存在や尊厳が尊重され、思いやりに満ちた東京。②あらゆる差別を許さないという人権意識が広く社会に浸透した東京。③多様性を尊重し、そこから生じる様々な違いに寛容な東京。』これらを基本理念に掲げまして、国際都市にふさわしい、人権が保障された都市を目指すとしています。また、オリンピック・パラリンピックの東京開催を前に、障害のある人の人権を通して人権教育が、今、行われております。

これは、大田区でも盛んに行われておりまして、各小中学校で道徳公開授業などをのぞかせていただいておりますが、発達段階を踏まえて、教材やテーマに、友情や信頼、思いやり、親切、感謝、相互理解、寛容、そして国際親善、国際理解、礼儀、公正公平、社会正義等々…、そういったものを題材として、人との関わりから生きる力、コミュニケーション

ョン能力をつけるように指導をされています。

保護者や地域の方々への公開授業では、ゲストティーチャーや外部の講師を依頼して、試行錯誤しながら、それぞれの努力が伝わってきています。このことから、本日は障害のある人の理解から人権教育についての点を取り上げました。

まず『障害のある人の人権』について、お話します。

つい最近、障害者差別解消法と人権についての講演を聞くことができました。子どもたちの人権教育に活用できる資料として、それを伺ったことが有意義だったなと感じておりますので、ご報告いたします。

講師は、東俊裕氏でした。東先生は熊本の出身でございまして、熊本学園の大学の教授でもあり弁護士です。元「障がい者制度改革推進会議担当室長」ということで、国連障害者権利条約政府代表団の顧問でございまして、2015年から内閣府の参与をされています。先生は、昭和29年5月にポリオを発症し、現在、歩行不能で車椅子の状態でございます。

先生からは、講演の初めに「障害者差別解消法」の制定についてお話がありました。私もその概要について若干触れていきたいと思っております。

障害者差別解消法の制定と障害者雇用促進法の差別禁止規定は、2016年4月1日に施行されました。この法律は、障害者基本法の差別禁止の原則を具体化するもので、この具体化した、この法律のもとで決めてあることについては、法的拘束力があります。そして、この法律は共生社会の実現を目的としているということでございまして、この法律についての罰則はございませんが、差別を処罰によって禁止しても、実効性が上がるとは限らない。むしろ社会との対立構造を生むということが懸念されると思っております。国や自治体の責務を定めて、合理的配慮を行うための環境整備に努めなければならない。このようにうたっています。

共生社会の実現に向けて、障害者の社会的不利の発生原因に焦点を当てて、社会的障壁こそが障害の中心概念に位置付けられるべきとする「社会モデル」の考え方が提起されました。合理的配慮の提供によって社会的障壁が除去されて、他者との平等が達成できるとしております。

「社会的障壁」と申しますと、物理的な問題があったり、制度的な問題であったり、情報文化での障壁であったり、あとは心理的な問題であったりということがございます。それに対して「合理的配慮」は、簡単に言いますと、日常生活や社会生活において不平等な待遇を招く社会的障壁を除去することをいいます。

これをわかりやすく中学校の先生と生徒の会話から示されたものをご紹介します。これについては資料がございまして、資料の中の、「あなたはどうか考えますか？中学校の前にある信号機は音響式ではありませんでした。」という資料を、お出しいただきたいと思っております。

右下のところに、7、8と番号がついています。

まずは、先生と生徒の会話。この学校の前信号機は音響式ではありませんでした。

先生が「君たちはこの前の雨の日の放課後に、横断歩道のところに白い杖をついた人がいたのを覚えているかい」と生徒の皆さんに聞きます。

さて、生徒たちに記憶があるのかどうかということですが、生徒たちはキョトンとして、「それがどうかしたのですか。」と先生に聞きます。先生は、「白杖は、視覚に障

害のある人が使うものだというくらい知っているよね、あの人は、なぜ雨の中で信号機の前でずっと立っていたと思うのか。横断歩道を渡りたいけど目が見えないのだから、信号機が青か赤かわからなかったのではないのかい。なのに、君たちは何で一言も声もかけずに、自分たちだけさっさと渡っていったのだ。君たちには何でもないかもしれないが、あの人にはそれができないんだから、助けるのが当たり前ではないか。」と言います。生徒が、「そうか信号の色がわからなかったのだから、ずっと立っていたのか。先生、あまり深く考えていませんでした。そういうことなら今度から声をかけて、一緒に渡るようにします。」ここでお話が終わっています。

通常は、よくよくあることです。大変な人がいたら助けてあげる。そういうことからいうと、バスの中でも、電車の中でも、通常の日常生活の中でもたくさんございます。先生は、この中の会話で、二つとてもいい点があると指摘しています。右側に細かく説明が書いてありますので、ご覧いただくと、よくおわかりになるかと思えます。

一つ目は「障害特性の理解」。二つ目は、「思いやりの心を育てる」という点です。しかし、これは人権教育ではないのです。なぜなのか。この場合の、この人にとっての社会的不利というのは、何なのか。信号機を使って安全に渡れないことが、この障害者にとっての社会的不利ということなのです。しかし、この社会的不利の発生原因を、学校の先生はどのように説明したでしょうか。

先生は、目が見えないという視覚の機能障害や能力障害にその原因を求めています。要するに、学生に対して医学モデルに沿った形で説明しています。後ほどまたお話を申し上げますが、この「医学モデル」はほかの後ほど出てくる子どもたちへの冊子には、「個人モデル」というような形で説明をしております。個々に持っている障害の問題として捉えて、そういった説明をしているのです。ですから学生の目には、障害者が、学生にとっても何でもないことができない人、助けてあげないといけない人といったイメージが植えつけられるということになるわけです。障害者、視覚障害者の人権とか社会に潜む問題点について、先生は何ら語っていません。

このような話の中で、じゃあ「社会的不利の原因はどうなのか」ということを、あなた自身はどう考えるのかということをお皆さんに問うわけです。通常ですとこのままで先生たちは終わってしまうのです。どうしたらいいかということまで行かないのです。要するに、親切に何か保護してあげる、やってあげるという観点で終わってしまいます。

個人モデルの視点からいうと、保護する人が、もしいかなかったらどうするのという問題が発生してきます。それを、その社会的不利を取り除くためのモデルとして、そもそも論でございますが、横断歩道とか信号機といったものは、大昔からあったものではありません。車が發明されて、社会にとって有用性が認知され、車が増えてくると同時に車の危険性から人の命や人の身体の安全といった、人権の中でも最も基本的な権利を守るための開発、普及がされてきた。ですから、この信号機だけではなく、日常の中にたくさんこういうことはあろうかと思えます。

例えば、電車の問題、障害者が入り口を入れてすぐのところに車椅子をとめる場所があります。私も意外と気がつかないのですが、こういう細かいところは、通常元気で物事を運んでいると気がつかないものです。また、エレベーターなんかもそうですね、鏡がついているのです。私自身も別に何も気にしていなかったのですが、入った正面に鏡が

ついていますよね。ある会合でふとした拍子に話題になり、ああ、そうだったのかと私自身も気がついて、ああ、うかつだったなと思ったことがありました。

みなさんご存じと思いますが、入った正面に鏡があるということは、車椅子の方が出るときに、その鏡を見ながら出るので。エレベーターを出るときに、人が周りにたくさんいたときに、鏡を塞いで立っていると、障害者がその鏡を使えないわけです。そういうこと自体が、ほとんど浸透されていないわけですね。

このようなことが「社会的障壁」と言われるものだと指摘しております。そういった障壁を除いていくことが大切なのです。今まで医学モデルとっていたことは、お医者さまのほうの医学的な部分で委ねてきた部分が非常に多くて、何々障害というような、名のつくようなことで処理をしてきたのです。

そうではなくて、その社会的、日常的に不都合な部分を取り除いていくこと。その仕組みをしっかりと考えていくことが、非常に重要なのだということです。このように医学モデルでは見えてこなかった障害者の人権の問題については、社会モデルに立つことによって可視化されるということです。とても丁寧でわかりやすく、ありがたいお話でした。

7の資料左上をご覧くださいと、障害の社会モデルというわかりやすい図が出ています。機能障害のある人と、社会的障壁は相互作用があるということでございます。この社会的不利を取り除いた結果、ともに自由に、安心して平等に暮らせるということだということ、教えています。

このことについては、私も学校で人権についてお話をする際には、これを使わせていただいています。ただ、子どもたちがどれだけ理解していただいたのかなと感じていて、後ほどまた聞いてみたいと思っています。ここから先についても、もう少し細かくお話をしないと、子どもにとっては、中学生にとってもまだまだわからない部分があるかと思えます。

さて、先ほどの話に戻ると、では助ける人がいなかったらどうするのか。助けてあげるだけでだめなのか、自分は何をしたらいいのか、でも自分はそんなにたくさんできないではないかというときに、みんなで相談をして、例えばこういったところにこういうものをつけてほしい。視覚障害の人はこのほうがいいのだと、聴覚障害の人はこのほうがいいだろうから、こういうふうにして、じゃあ区長さんに対してお手紙を書こうとか。そういった発想に行ってくると、少しずつ前に進んでいく。子どもたちにとっては、心のバリアフリーということをいろいろな形で心に刻んでいければいいのかなと思っています。

今は、中学生に対してのお話、会話でご説明をしました。次に低学年でもわかりやすいもう一つ資料を見ながらお話をしたいと思います。委員の皆様には冊子をお渡ししてあります。職員の方々については、該当ページを抜粋してお配りしていますので、それをご覧くださいと思います。

この資料は、オリンピック・パラリンピックに向けての障害のある人の人権を理解してもらうために人権教育啓発センターが発行した『一緒に遊ぼう「障害のある人の人権」～パラリンピックに向けて～』という冊子です。人権教室などでは、このような冊子を利用しながら、お話しさせていただいています。

その冊子を見ますと、まずは「知ること」。障害者に対しての理解をしていただくことです。それから、「考える」ということです。

最初の「知る」というところでは、パラリンピックの歴史と人権、それからオリンピック・パラリンピアンからみんなへという項目と、それから障害者スポーツやサポートをするためにこんな用具があるよというのが載っています。それから次に障害のある人の人権ということで、まずは心のバリアフリーを目指した、そして未来に広げる輪ということで、「考える」という項目になっています。そして終わりに、「行動する」。学校で、街中で、僕たち、私たちにできることは何なのかと。僕たち、私たちから始めようということで、一冊の冊子にまとめてあります。

まずは14ページをご覧くださいと思います。さきほどお話した障害の「個人モデル」、「医学モデル」と、「社会モデル」、「障壁の除去」ということが載っております。ここで気づいていただけるかと思いますが、全て文字に対してルビが振ってありまして、誰が読んでもわかるような形になっています。

ここにある「障害の社会モデル」で、ここに段差があるところに車いすがあります。「障害＝段差」とありますが、必ずしも「障害＝段差」とは限りませんよね。障害のある要因によっても、それぞれ違います。聴覚の場合と視覚の場合でも違いますし、身体のいろいろな部分の障害によっても、この全部が全部スロープのままでいいかということ、そうでもない場合もあるわけですから。物事を考えていくと、様々な問題が出てきますけれど、できるところから、始めて行かないとならないかなと思います。

また、このモデルの異なる対応について、もう一度お話ししたいと思います。

「医学モデル」、ここでは個人モデルという言葉になっています。ここでは、まず、保護ということが主体になっていて、一般の善意に基づく人助けみたいなものや、福祉のサービスによる支援というもので、ほとんどお願いをするような形が多いわけです。

「社会モデル」の部分については、障壁の除去ということですから、「合理的配慮」の提供が必要です。それによって自由と安全、他の方たちとの平等というような形になるかと思います。この「合理的配慮」の提供というのは、どのようにしたらいいのかという部分についても、その障害者がどのような障害を持っているのかによって変わってくると思いますし、様々な問題が生じてきます。このことだけでも相当な細かい研究が必要だと思っておりますけれど、まずは医学モデル、それから社会モデルについて一通り、ご理解していただければいいのかなと思っております。

このように子どもたちにはわかりやすい方法で、先生方に指導していただいておりますが、今までの個人モデルから、社会モデルに一步進めていただきたいなと思います。

それでは最後に、子どもの人権についてお話を申し上げたいと思います。以前一度、子どもたちの人権相談についてお話を申し上げました。今年度の公開されているデータについて、公開されているの部分を、お話を申し上げたいと思います。

6月に行った「子どもの人権110番」で配布した「子どもの人権SOSミニレター」が、ちょうど集まりつつあります。子どもの人権SOSミニレターの事業については、全国で行っておりますが、法務省での集計、27年度の集計でございますが、4月1日から3月31日までに、1万9,000件の相談件数が入っております。私は、この数字は、ほんの一部だと思っています。今、相談の窓口が多うございます。もちろん大田区でもやっておりますし、厚労省のほうでもやっております、様々なところでやっておりますの

で、これは本当に一部だろうなと思っています。

また、電話をかけてこられる、お手紙を出せる子は、そう多くはないと思います。なかなか自発的に行動で示すことができるというのは、少ないのかなと思っています。ですから氷山の一角ということで、そのくらいに受けとめないといけないと思っています。

相談の内訳でございますが、いじめが6,762件、虐待が591件、体罰が109件。そのほか様々な事案がございますが、1万1,645件ということでございます。

6月に行われている、東京でこれは行われた部分だけですが、「子どもの人権110番」の相談を東京都連で集計したのを見てみますと、23年度からの相談件数は減少してきているのです。窓口がたくさんできたからということもあるのですが、電話をかけてくる件数などは減ってきています。しかし、残念ながら、全体の数は減っていますけれども、暴行・虐待については、逆に増えていて、今までで最高の件数というような数字が出ております。それだけ様々な要因があって、それらをしっかりと受けとめてなくてはいけないのかなと思っています。

いじめのほかは、ネグレクトや性的虐待を含む虐待、それから体罰です。そしてもう一つは、最近テレビでも報道されていると思いますが、LGBTです。これに関しては、クラスの中で一人はいるだろうというようなことが言われています。このような問題に関しては、不登校や自死につながるということがあります。ですから少数ではありますが、これは真摯に受けとめていかなければならない、このように思っております。

LGBTについてはご存知の方もいらっしゃると思いますが、Lは女性の同性愛者、レズビアン。Gはゲイ、男性同性愛者。それからBはバイセクシャル、両性愛者。あとTはトランスジェンダー、要するに生まれたとき診断された性と、自認する、自分自身が思っている性の不一致です。こういったものも含めて、様々取り上げていますので、これを念頭に置きながら真摯に受けとめていきたいと思っております。

私たちは、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、ユニバーサル社会を築いていくわけですが、心のレガシーとして継承していくというようなことが、とても大切ではないかなと、このように考えている次第でございます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

## ○委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの報告にご意見、ご質問はありませんか。

## ○藤崎委員

どうもありがとうございます。

鈴木先生が最後におっしゃっていたLGBTですが、確かに今、社会的に取り上げられています。また、具体的な数字は出ていないと思うのですが、クラスに一人ぐらいの割合でいるつもりで対応しないといけないと言われていきます。学校の先生方は、このような知識や情報は、国や都、または区から提供があるのか、それとも個人で勉強しなさいというレベルなのかという点はどうなのでしょう。

## ○指導課長

個人の勉強のレベルでは、当然、話題になっておりますので進んでおります。

例えば保健の教科書なども、過去は男性女性の図をとっても、筋骨隆々の男性、女性は本当に女性といった図でした。今は、いわゆる男らしく女らしくということも含めて、そのような図ではなく、一般的な男の人、女の人というような形になっています。いわゆる男はこうあるべきだ、女はこうあるべきだというような書き方をしておりません。そういった意味では、いろんな方に対しての配慮は、現在においては随分進んできたかなという感じがいたします。

## ○鈴木委員

私のほうで、時々学校をのぞかせていただいて、配慮をしているなと感じるところが見受けられています。

不登校につながったりもしますので、これは守秘義務がありますから、若干の様子は伺いながらお話しします。お話しするときに、誰かお子さんに対して差しさわりがあるようなお話ですとまずいので。そういうものも含めて、このクラスにはどのぐらいの不登校がいますか、ですとか。様々なデリケートな部分に関しては、若干伺いながらお話をするようにはしていますけど。

## ○指導課長

LGBTに対する配慮については、文科省が今年度初めて通知を出しています。それを踏まえて、学校へ情報提供をしたところでございます。例えば制服のことなど、様々な配慮ができることについては、やっていくということを周知しているところでございます。

## ○藤崎委員

感想ですが。

我が子がトランスジェンダーだったら、どう対応したらよいか悩んでしまうと思うのですが、それが学校の先生になってくると、目の前に20人、30人の児童・生徒がいる中で、その一人ひとりに配慮しながらというのは、相当、下勉強とか知識とか情報交換が必要になるのだろうなと感じました。

先ほどおっしゃったように確かに守秘義務があるので、家庭と一緒にやっていかないといけないと感じています。食害、アレルギーなどと一緒にですが、全員を公開するわけにもいきませんからね。

## ○鈴木委員

まずは、ゲストティーチャーですね。渋谷区に杉山文野さんという方がいらっしゃって、実際に本人がトランスジェンダーなのですが。彼女ではなくて彼と言っていいのでしょうか、カミングアウトして本もお出しになっている方です。その方をお呼びしてお話を聞いたのですが、非常に明るい方で、「私はこうだったよ」みたいにお話しただけでした。機会があったらお呼びして、先生方が聞いてもいいと思います。

## ○教育センター所長

東京都がスクールカウンセラーの研修として、LGBTをテーマとして研修を行ったということは聞いております。ただ、具体的な中身までは存じ上げません。

## ○尾形委員

直接的には関係ないかもしれませんが。

一つは、今日、ある中学校の校門で、たまたま登校時に見かけたのですが、たくさんの先生方が校門にいて、そしてその先の道路にもいて、子どもを笑顔で迎えているのです。本当に子ども一人一人を大事に育てているのだな、そういう先生やそういう学校は、人権意識が高いのかなと、そんなことを思いました。

二つは、今月の10月16日に大田区総合体育館で「大田区しょうがい者の日の集い」が開催されました。これは、障害のある人もない人も、ともに集い交流することにより、障害福祉について理解とか認識を深めるというイベントであり、私も毎年参加しています。委員長もご挨拶の中でお話ししていましたが、本当に毎年参加者が増えて、また意義深いものになっています。このような集いに、もっともっとたくさん参加していく、そういうことが大事なのかなと、そんなことを思いました。

以上です。

## ○横川委員

大変ありがとうございました。勉強になりました。私は、20年ぐらい前から、個人的に月に一度、六郷にある大田区の障害者の施設にずっと行っています。私は医師という立場で行っているわけですが、そういう施設に通園している人たちの話を聞くと、いざ病気になったときに、本当はすんなり受け入れるべき医療機関が受け入れられないようなことが実はあるのだそうです。それは、非常に問題ではないかなと思っています。

その一つの要因としては、まずそこの医師であり看護師が、そういう障害の患者さんを扱うこと自体に慣れていないというケースがある。例えば、暴れるとか、ある特定の人だけにしか心を許していないとか。それで医師とか看護師には、全く心を許さない。どうやって扱っていいかというのが、わからない。それは医師や看護師であれば、本当はわかってないといけないわけですが、そういう人であっても、わからないということが現実にあります。やはり、まだまだ遅れているのかなという感想を、今、持っています。

鈴木先生のお話を聞いて、やはり社会的に相当進んできてはいるのでしょうけど、まだまだ日本という国はおくれているのではないかなと、ずっと感じているところです。先生のお話を聞きましての感想です。

## ○鈴木委員

国連では、日本はおくれていると言われていました。

一つ情報としてですが、毎年「中学生の人権作文コンテスト」というのがあります。その中の作品を見ますと、随分変わってきたことは確かです。実際の障害者ご本人が、自分のことを取り上げて作文に書いている作品が、非常に多くなりました。それだけ心を広く持てるようになったのかなと思っています。今までは、そういう作品はほとんどなかった

のですが、今年はまた特に多く出ています。今年は、大田区で東京都大会が開催されますので、そういった作品も発表になるかと思えます。

## ○委員長

昨日の時点で今日の発表の資料を見せてもらい、「個人モデル」「社会モデル」というお話が出てきて、ああ、そう言えばこんなのがあったなというのを思い出しました。1981年ですから、もう30年以上前で私が大学生のときだったのですが。朝日新聞で、「盲と目あき社会」という連載があったのです。藤田真一さんという記者の方が、視覚障害の方に非常にたくさん取材をして、視覚障害者の本音を伝えるという連載でした。例えば、ある一つの断面を言えば、視覚障害者もポルノを点字で読みたいなんていうところが、結構反響を呼んだりしたのです。それが翌年、82年になって単行本になって、私、たまたまそれを持っていたので、引っ張り出して見ました。それを見ると、今回の社会モデルのところの絡みで、ああこういうことなのだなと思うところがあったので、ちょっとだけ読みます。

「盲人のひとり歩きにとって一番の大敵は、車社会である。晴眼者たち、目が見える方ですね。晴眼者たちが盲人の福祉について論じ合うとき、この事実は決して忘れてはならない大前提だと思う。なぜかという、自動車の少なかった1950年代までは、全国的にどこでも盲人のひとり歩きについて危険だとか、対策だかいうことは、ほとんど問題になっていなかったからである。その証人なら、全国各地にまだ幾らでもいると思う。

東京・横浜地区について、とりあえず日本点字図書館の理事で、点字部長を務める下沢仁（しもぎわまさし）さんの話を聞いた。4歳で失明して、63歳になる人だ。

『盲人といっても目が見えないだけで、足は達者なのですからね。昭和25年ごろまでは、東京都内でも横浜の市街地でも、一里、4キロとか2里とかの道を、よく一人で歩いたものです。特に戦争中なんか、車がうんと少なくて、日本じゅう盲人の歩行者天国みたいなものでした。危ないといえば、自分らの不注意からどぶに落ちるぐらいのもので、車にひかれるなんていうことは、まずなかった。駅のプラットホームから落ちたといっても、汽車や電車の本数が少なかったから、ひかれて死ぬなんてこともなかった。

そういう時代が、大昔からついこの間まで続いてきたと思うのです。それが10年間ほど病気をして、昭和35年に回復したときには、もう車が大分増えて、それからはめったにひとり歩きをしなくなりました……。』

こうしたいきさつは、時代の記録として実に重大な意味を持っていると思う。この経過がわかっていないで、盲人と目あきが同じテーブルに盲人のひとり歩き対策などを話し合うから、結局盲人というのは厄介なものだ。随分と余計なお金がかかるといった偏見を広げてしまうのではないか。盲人福祉の第一歩は、このような事実の経過を盲人の視点と足できちんと掘り起こして、目あきの目を開かせていくこと、そこから出直すべきではないかと思う。」

ということが書いてあります。

まさに今日、先生ご紹介になったとおり、昔は普通に歩けていても、周りの普通の人たちが便利に使う車のために、かえって狭めているという関係が明らかにあるのです。今回のお話を聞いて、ああそうだったというのを、改めて気がつかせていただいて、大変よ

かったと思っています。

私は、以上です。

## ○委員長

ほかには、よろしいですか。

どうもありがとうございました。

それでは、次の日程に移ります。

日程第2について、事務局職員の説明を求めます。

## ○事務局職員

日程第2は、「部課長の報告事項」でございます。

## ○学務課長

資料) 大田区指定管理者モニタリング結果 (通常年度)

それでは、私からは、大田区立伊豆高原学園の事業者モニタリング結果について、ご説明いたします。

このモニタリングでございますが、指定管理者が提供するサービス水準の維持・向上を図り、適切な管理を担保するため、施設の管理運営状況をチェックする仕組みでございます。また、このモニタリング内容は、管理、運営、職員など区統一の確認内容に基づく各項目について指定管理者が自己評価を行い、それについて施設所管課が確認する仕組みとなっております。それでは、資料をご覧ください。

施設名は、大田区立伊豆高原学園で、指定管理者は、伊豆高原学園PFI株式会社でございます。伊豆高原学園は、PFI手法によりまして改築を行い、平成27年度にリニューアルオープンした施設でございます。本来目的は、小学校5年生の移動教室のための施設でございますが、移動教室で使用しない時期については、区民保養施設として施設の有効活用を行っております。そのため、このモニタリングは、区民保養施設の事業を含んだものとなっております。

業務の履行状況の確認ですが、表の左側にあります項目として、上のほうから管理、職員、運営、一枚おめくりいただきますと裏面のほうに、真ん中あたりが情報管理、その下が安全危機管理といった、これらの項目の状況について個別に指定管理者が自己評価をし、施設所管課の所見を付しております。

指定管理者として運用を開始してから1年余りが経過いたしました。全体として右側の評価欄は○となっております。おおむね順調に運営していると判断しております。

最後のページの真ん中よりちょっと下にあります総合所見をご覧ください。指定管理者の総合所見には、「開業初年度ということもあり、幾つかのクレームが発生したものの、丁寧に対応、改善することで利用者満足度も向上してきた」とございます。また、移動教室についても改善点はありましたが、おおむね順調に運営している状況にあるというふうに判断してございます。引き続き、サービス水準の向上に努めてまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。

○委員長

ただいまの報告にご意見、ご質問はありますか。

(「なし」との声あり)

○委員長

では、次の日程に移ります。

日程第3について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第3は、「議案審議」でございます。議案を読み上げます。

第36号議案 大田区立学校施設の活用に関する条例の一部を改正する条例原案の提出についてでございます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

○委員長

では、第36号議案について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

第36号議案 大田区立学校施設の活用に関する条例の一部を改正する条例原案の提出についてでございます。

第7条につきまして、学校施設を初めて利用する団体につきましては、各学校に団体登録を行うこととなっております。現在、その事務について各学校でとり行っているところでございます。今回の改正は、この学校で行っている登録事務について、教育委員会で一括してとり行うものでございます。学校施設を使用する団体の中には複数の学校を利用する団体もあり、現状では、学校ごとに登録事務を行っており、複数校利用する団体は、それぞれの学校で手続きを行うこととなっております。登録、審査の手続きを教育委員会で一括処理することにより、複数校に登録する際の施設利用者の負担が軽減されるなど、区民サービスの向上につながるものでございます。

次に、別表付記中の午後Bの利用時間帯につきましては、放課後子ども教室の実施時間と学校施設の利用時間が、午後4時から午後5時まで重複しているという状況でございます。子どもたちの校庭や体育館における活動時間を確保するため、学校施設利用の時間を平日に限り、現行の午後4時から午後6時半までを30分繰り下げ、午後4時30分から午後7時までといたします。そのため、別表付記中の午後4時から午後6時半までの次に、または午後4時半から午後7時までをつけ加えるものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長

ただいまの説明に関して、ご意見、ご質問はありますか。

では、第36号議案について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○委員長

では、36号議案について、原案どおり決定いたします。

これをもちまして、平成28年大田区教育委員会定例会を閉会いたします。

(午後 3 時00分閉会)